

史跡 宝満山

保存活用計画

令和 2 年 (2020) 3 月
筑紫野市
太宰府市

史跡宝満山保存活用計画

筑紫野市
太宰府市

序

筑紫野市長あいさつ

本市では、「自然と街との共生都市 ひかり輝くふるさと ちくしの」という理念のもと、市内に所在する豊かな歴史を継承・活用して誰もが住みよいと思えるまちづくりに取り組んでおります。史跡宝満山は筑紫野市と太宰府市に所在し、古来より信仰の山として知られ、人々の心の拠りどころとなってきました。山内には、古代から近世に至る山岳信仰に伴う遺跡が残されております。また、本山は豊かな自然環境が多くの人々を魅了し、年間 10 万人ともいわれる登山者が訪れる九州屈指の登山の山でもあります。

このたび史跡宝満山が持つ多様な価値を確実に未来に守り伝え、活用していくために、関係者が同じ志を持って取り組むための道標となる『史跡宝満山保存活用計画』を太宰府市と共同で策定いたしました。この計画のもと史跡の保存活用と、登山や自然環境保全等の多方面の取り組みとの調和を図り、両市で連携して今後の事業に取り組んでまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご多忙のなか熱心にご審議いただきました宝満山保存活用計画策定委員会の皆様や文化庁・福岡県の関係機関、そして貴重なご意見やご提案をいただきました市民および地権者の方々に深く感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月

筑紫野市長 藤田陽三

太宰府市長あいさつ

本年度、太宰府市は光栄なことに新元号「令和」発祥の地となりました。これを機に、地域の特色であり豊かな資源である自然と数多くの歴史・文化遺産を最大限に活かしながら、更なる魅力あるまちづくりを進めてまいります。

さて、本市と筑紫野市の両市に跨る宝満山は、古代の山頂祭祀遺跡をはじめとして山麓を含む山中の広範囲に遺跡が展開しており、山全体が山岳信仰の対象となる信仰の山として重要であると評価され、平成25年(2013)10月17日付で国史跡の指定を受けました。

このことを契機として、史跡宝満山の多様な価値を次世代に確実に継承するとともに、多くの人々にとって身近で親しまれ続ける山となるよう検討を重ねてまいりました。そして、この度、二市が共同して『史跡宝満山保存活用計画』を策定し、ここにお示しする運びとなりました。

本計画は「山岳信仰と自然の山、史跡宝満山が感じられる心地よい空間の維持向上」を基本理念として、史跡宝満山の保存や整備、活用に係る道標となるものと確信しております。

この計画により、今後宝満山が地域住民の皆様により親しんでいただける史跡となるとともに、これまで史跡を守り語り継いでこられた先人の思いを次の時代を担う若い世代により広く伝えられることを期待しています。

結びに、本計画策定にあたり貴重なご意見やご提言をいただきました宝満山保存活用計画策定委員並びに関係機関、またパブリック・コメントをお寄せいただいた皆様に対しまして、深く感謝を申し上げますとともに、今後ともなお一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

太宰府市長 楠田大蔵

例 言

- 1 本書は、福岡県筑紫野市・太宰府市に所在する、国指定史跡宝満山の保存活用計画書である。
- 2 本計画の策定事業は宝満山保存活用計画策定委員会を設置し、文化庁文化財第二課、福岡県教育庁教育総務部文化財保護課の指導・助言のもと、筑紫野市教育委員会と太宰府市教育員会で実施した。
- 3 事業にあたっては、筑紫野市と太宰府市で協定書を締結し、筑紫野市が補助事業主体者・事務局となり、文化庁国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金の交付を受けて実施した。
- 4 事業は平成30年度・令和元年度の2ヶ年で実施した。
- 5 計画策定に関連する業務の一部を株式会社修復技術システムに委託した。
- 6 本計画書を発行するにあたり、地権者並びに地域住民の方々ならびに関係機関及び関係者に多大なるご協力を頂いたことを謹んで感謝申し上げます。

凡 例

- 1 宝満山の名称について
史跡の名称「宝満山」は山岳名称であるため、本計画中では史跡名称をさす場合は「史跡宝満山」、山岳自体をさす場合は「宝満山」と区別して表記した。
- 2 「大宰府」と「太宰府」の違いについて
行政的な表記としては、古代律令時代の役所、及びその遺跡に関するダザイフは「大宰府」として、中世以降の地名については「太宰府」としている。

史跡宝満山保存活用計画 一目次

第1章 保存活用計画策定の目的と経過	1
第1節 策定の経緯	2
第2節 策定の目的	3
第3節 計画の対象範囲	3
第4節 計画期間	4
第5節 史跡指定	5
1. 指定の概要	5
2. 指定理由とその範囲	5
(1) 指定内容	5
(2) 指定地の範囲	6
3. 指定地の土地所有状況	8
第6節 宝満山保存活用計画策定委員会の設置と関連会議	9
1. 宝満山保存活用計画策定委員会の設置	9
2. 審議経過	10
3. 関係者会議	11
4. 関係者協議	12
5. パブリックコメント	12
第2章 位置と環境	13
第1節 位置	14
1. 筑紫野市の概要	14
2. 太宰府市の概要	14
3. 遺跡の位置	15
4. 関連史跡	15
第2節 環境	20
1. 自然環境	20
(1) 地形	20
(2) 地質	21
(3) 気候	22
(4) 動植物	23
(5) 景観	27
2. 社会環境	29
(1) 土地利用	29
(2) 建築現況	33
(3) 行政区	35

(4) 交通	36
(5) 利用実態	39
3. 史跡を取り巻く市の施策・情勢	43
(1) 上位計画・関連計画	43
(2) 関係法令と法規制	52
(3) 日本遺産	57
(4) スポーツ振興、観光経済対策	58
(5) 交通アクセス	58
(6) 維持管理	59
(7) 周辺地区状況	60
第3章 史跡の概要	63
第1節 宝満山の歴史	64
1. 古代の宝満山	64
2. 中世前期の宝満山	65
3. 中世後期の宝満山	65
4. 近世の宝満山	66
5. 近代以降の宝満山	67
第2節 各地区の概要	68
a. 上宮地区	68
b. 愛嶽山頂地区	70
c. 登拝道	71
d. 西院谷地区	72
e. 東院谷地区	76
f. 本谷地区	77
g. その他の山中地区	79
h. 下宮地区	80
i. 大門地区	83
第3節 自然災害	84
第4節 宝満山遺跡群の調査	88
1. 宝満山の研究史	88
2. 発掘調査	90
第5節 宝満山の文化財・文化遺産	93
1. 文化財（史跡、建造物、石造物、その他）	93
(1) 内山辛野遺跡	93

(2) 竈門神社社殿（下宮）	93
(3) 宝満山の石造鳥居	95
(4) 竈門神社下宮の石造物	96
(5) 宝満山関連資料	97
2. 文化遺産（民俗）	97
(1) 宝満山峯入り	97
(2) 宝満山十六詣り	98
(3) 北谷からの遥拝	98
第4章 史跡の価値	99
史跡宝満山の歴史的価値	100
史跡宝満山の景観的、自然的価値	100
第5章 保存活用の現状と課題	101
第1節 計画地全体の現状と課題	102
1. 保存管理	102
(1) 現状	102
(2) 課題	102
2. 調査・研究	103
(1) 現状	103
(2) 課題	103
3. 活用	104
(1) 現状	104
(2) 課題	104
4. 整備	105
(1) 現状	105
(2) 課題	105
5. 運営・体制の整備	107
(1) 現状	107
(2) 課題	107
第2節 各地区の現状と課題	108
第6章 基本理念	111
第7章 保存管理	113
第1節 保存管理の方向性	114

第2節 保存管理の方法	114
1. 構成要素別の保存管理	115
(1) 構成要素	115
(2) 構成要素別の保存管理の方法	128
2. 区域別の保存管理	129
(1) 計画対象範囲の区域区分	129
(2) 区域別の保存管理の方法	131
3. 現状変更等の取扱い基準	132
4. 追加指定及び公有化	136
(1) 追加指定の進め方	136
(2) 公有化の進め方	136
第8章 調査・研究	137
第1節 調査・研究の方向性	138
第2節 調査・研究の方法	138
1. 調査・研究のための体制整備	138
2. 総合的な調査・研究の推進	138
(1) 調査・研究の内容	138
(2) 各地区で推進する内容	139
3. 調査・研究成果の管理と公開	140
第9章 活用	141
第1節 活用の方向性	142
第2節 活用の方法	142
1. 情報発信の推進	142
2. 学校教育・社会教育との連携	143
3. 地域との連携	143
4. 多様な史跡との連携	143
5. 他市町村との連携	143
6. 各地区の活用	143
第10章 整備	145
第1節 整備の方向性	146
第2節 整備の方法	146
1. 整備の流れ	146
2. 防災・減災調査の実施と減災・安全対策	147

(1) 防災・減災調査	147
(2) 減災対策、安全対策	147
3. 整備計画の策定	147
4. 整備計画に沿った整備の具体的な手法	148
(1) 保存のための整備	148
(2) 活用のための施設整備	148
5. 各地区の整備	148
第11章 運営・体制の整備	151
第1節 運営・体制の整備の方向性	152
第2節 運営・体制の整備の方法	152
1. 管理組織の立ち上げ	152
2. 内部の体制の拡充	152
3. 横断的な情報共有の推進	152
第12章 今後の取り組み	153
第1節 事業推進プログラム	154
第2節 計画の見直し	159
参考資料	161
【年表】	163
【参考・引用文献】	166
【画像一覧】	167
【文化財保護法】	170
【宝満山保存活用計画策定に関する協定書】	187
【宝満山保存活用計画策定委員会設置条例】	189
【構成要素位置図、写真表】	190



宝満山遠景（西斜面 太宰府市側）

第1章 保存活用計画策定の目的と経過

第1節 策定の経緯	2
第2節 策定の目的	3
第3節 計画の対象範囲	3
第4節 計画期間	4
第5節 史跡指定	5
第6節 宝満山保存活用計画策定委員会の設置と関連会議	9

第1章 保存活用計画策定の目的と経過

第1節 策定の経緯

宝満山^{ほうまんざん}は、古代都市大宰府の北東に位置し、太宰府市から筑紫野市に展開する。北は仏頂山^{ぶつちょうざん}(868m)山頂より南は愛嶽山^{あたけ}(443m)裾までを含む三郡山系^{さんぐんざん}の南西端部にあり、主峰は竈門神社上宮^{かまど じょうぐう}社殿のある標高829mのピークを主体とする。

宝満山は、古代の山頂祭祀遺跡をはじめとして山麓を含む広範囲に遺跡が展開しており、山体全体が神聖なる信仰の山として崇敬を集めてきた。これらの遺跡の保存のため、平成25年(2013)10月17日付で信仰の山として国の史跡に指定された(以下、国指定史跡としての宝満山を示す場合は史跡宝満山とする)。

また、宝満山は年間を通して登山者が絶えず、年間の登山者数は推計7万人を超えるとも言われ、九州でも屈指の登山の山である。登山者の増加から、ごみや糞尿処理の問題、中にはシャクナゲをはじめとした植物の盗掘、考古遺物の持ち去り、無届の作道など、予期せぬ管理上の問題も起こっている。また、近年の集中豪雨等による山崩れや坊跡の石垣の崩落など、自然災害なども頻発するようになった。

このような状況から、遺構をはじめとした歴史的価値や史跡の基盤となる自然環境の保護を図るため、史跡の保存管理の方針、活用のあり方について、包括的に検討するために「史跡宝満山保存活用計画」を策定することとなった。



写真 1-1 宝満山遠景 (筑紫野市阿志岐より)

史跡宝満山を市域に含む筑紫野市と太宰府市は、平成29年度から本策定事業に係る体制について協議し、両市による保存活用計画策定に係わる協定を締結した。翌年、両市を事務局とし、国庫補助事業主体者を筑紫野市とする形で「宝満山保存活用計画策定委員会」を立ち上げ、事業に着手した。

第2節 策定の目的

史跡宝満山保存活用計画の策定は以下の点を目的として策定する。

- ・史跡宝満山が有する多様な価値を分析・整理し、次世代に確実に継承するための方向性を明示する。
- ・史跡宝満山の保護を関係機関と共に確実に遂行し、地域、及び登山者に親しまれ続ける、保存・活用・整備の方針を明示する。

本計画の策定に際しては、利用者が史跡宝満山を史跡として認識、愛着、誇りをもち、保護を図りながら利用できるように、まず、史跡としての価値を明確にし、次に現状と課題を整理する。その上で、適切な保存管理のための追加指定及び公有化、現状変更の取扱い基準や今後の活用・整備に関する現時点での方針を示す。

本計画の策定にあたって、宝満山が史跡であると同時に、例年多くの登山者が訪れるため、景観や遺構が影響を受けざるを得ない状況にあることに加え、地権者が行政ではなく複数であることから予想される現状変更の内容を検討し、地権者等との調整を十分に図りながら保存活用を進める必要がある。

以上の点をふまえ、以下の10項目を本計画書の作成にあたり、各章において、明文化する。

- ① 史跡宝満山とその周辺環境の特徴を踏まえ、史跡指定に至るまでの歴史的経緯を明らかにする。【第1、2、3章】
- ② 史跡宝満山が有する様々な価値を整理し、史跡としての価値を明らかにする。【第4章】
- ③ 史跡宝満山における保存活用の現状と課題について、保存管理、調査・研究、活用、整備、運営・体制の整備の5項目を軸に整理する。【第5章】
- ④ 史跡宝満山の保存活用を進めるうえでの基本理念を示す。【第6章】
- ⑤ 史跡宝満山の保存管理について、方向性とそれを推進するための具体的な方法を示す。【第7章】
- ⑥ 史跡宝満山の保存活用に必要な調査・研究について、方向性と具体的な方法を示す。【第8章】
- ⑦ 史跡宝満山の活用について、方向性と具体的な方法を示す。【第9章】
- ⑧ 史跡宝満山の整備について、方向性と具体的な方法を示す。【第10章】
- ⑨ 史跡宝満山の運営・体制の整備について、方向性と具体的な方法を示す。【第11章】
- ⑩ 計画策定後の保存活用に関する取り組みについて、期間を設定し内容を示す。【第12章】

第3節 計画の対象範囲

保存活用計画策定における計画対象範囲(図1-1)は、既に史跡として指定を受けている範囲(以下「指定地」という)と登拝道(登山道)、及び江戸時代に宝満二十五坊が管理していた範囲のうち、現在林野庁が所有している範囲(保護を要する範囲)とする。

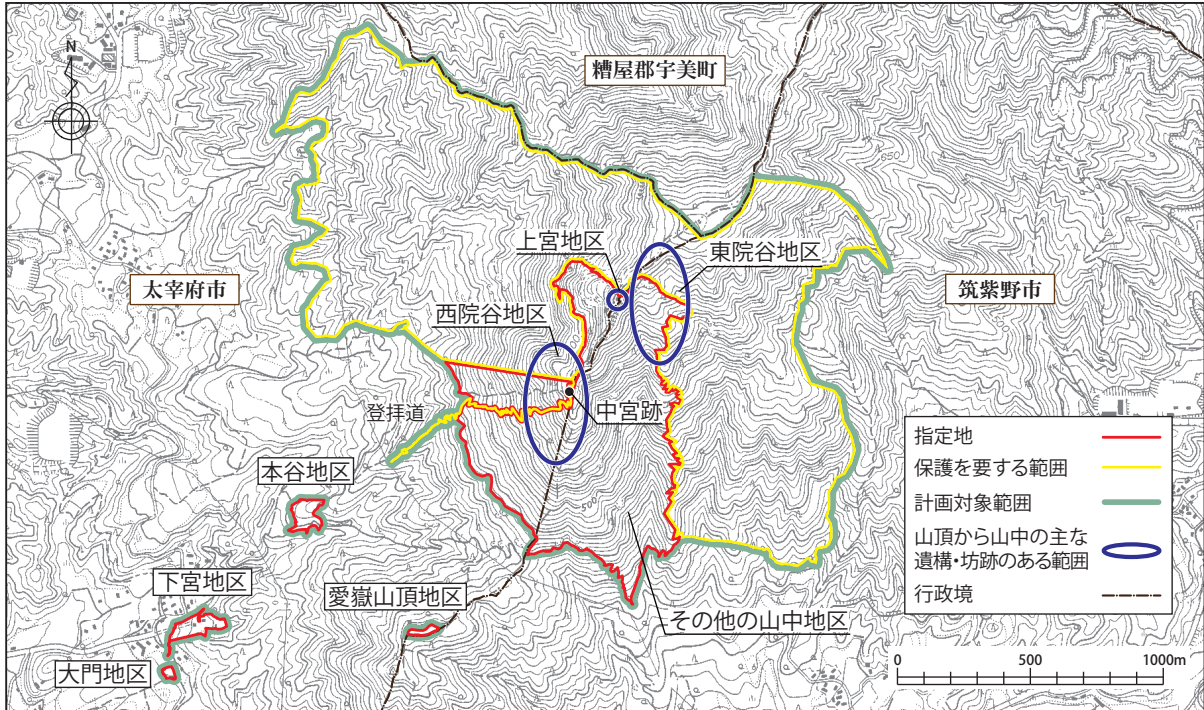


図 1-1 計画対象範囲

表 1-1 各地区の説明

指定地	上宮地区	聖域である山頂から堂舎が立つ山中、坊・小堂・祠などが作られた山裾までを含む山岳信仰の中心となる地区である。
	愛嶽山頂地区	宝満山の南西にある別峰である。古代遺物の散布地としての遺跡であり、近世には愛嶽神社や山伏の財行坊が置かれ、宝満山と一体的な信仰の場所である。
	登拝道	中腹の一の鳥居から山頂までの登山道であり、中宮跡から山頂までは通称男道と呼ばれる。筑紫野市側の大谷尾根道も登拝道である。
	西院谷地区	ほとんどが太宰府市域に含まれ、殺生禁断碑の 30 m 程上部から中宮跡までの山腹に位置し、石垣等で形成された坊跡が残っている。
	東院谷地区	筑紫野市側に造られた坊跡群で、最上部に宝満山の山伏の長である座主跡のほか 15 坊があった。
	本谷地区	宝満山の麓から一の鳥居の間にあり、宝満山の山頂を拜める場所である。承平 7 年(937)石清水八幡宮文書に示す「六所宝塔」の「安西塔」であると考えられている。
	その他の山中地区	広範な山中は行場や祭祀場、営林・育林の場として利用され、井や窟、人為的な段造成、湧水のある沢、巨岩などが点在している。
	下宮地区	宝満山の山裾にあり、聖域である山と俗世である里との接点にあたる地区である。龍門神社社殿があり、宗教行為の中心となる地区である。
	大門地区	下宮地区より少し離れた里の中にあり、平安時代の仏殿と考えられる遺構が発見されたほか、周囲に中世段階の遺構が集中している。近代以降は主に所有者の耕作地となり、生業が営まれている地区である。
保護を要する範囲	保護を要する範囲とは、文化庁が史跡指定の段階で指定地と同様の価値を認めているが、現状は未指定の範囲となる。そのため、土地の確実な保護を行う必要があり、将来の史跡指定を目指す範囲である。今後追加・拡張する可能性がある。なお、登拝道の一部(一の鳥居から中宮跡下まで、大谷尾根道の一部)と中宮跡はこの範囲に含まれる。	

第4節 計画期間

本計画は令和 2 年(2020)3 月に策定され、令和 2 年 4 月 1 日から令和 12 年(2030)3 月 31 日までの 10 年間とする。

第5節 史跡指定

1. 指定の概要

指定の概要は以下のとおりである。

表 1-2 指定の概要

名称	宝満山
種別	史跡
時代	古代・中世・近世
所在地	福岡県筑紫野市大字大石 795 番外 6 筆 福岡県太宰府市大字北谷字宝満山 1 番外 20 筆
面積	総面積 644,341.56㎡ (筑紫野市 391,041.30㎡ 太宰府市 253,300.26㎡)
指定年月日	平成 25 年 10 月 17 日 (2013 年 10 月 17 日)
指定基準	三. 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
管理団体	筑紫野市 (福岡県筑紫野市石崎一丁目 1 番 1 号) 太宰府市 (福岡県太宰府市観世音寺一丁目 1 番 1 号) 平成 31 年 3 月 19 日 (2019 年 3 月 19 日)

2. 指定理由とその範囲

(1) 指定内容

宝満山(標高八二九メートル)は大宰府の北東に位置する山である。有明海に注ぐ宝満川と玄界灘に注ぐ宇美川、御笠川を分ける水分りの山で、古くからの信仰の山として知られる。山頂に竈門神社上宮、麓に下宮、八合目に堂舎はすでにないが、中宮跡が存在する。

『扶桑略記』に延暦二十二年(八〇三)、最澄が渡海の平安を祈るため、太宰府竈門山寺に薬師仏を造ったとみえ、宝満山は古く竈門山と呼ばれていた。また、承和七年(八四〇)竈門神に従五位上が授けられ(『続日本後紀』)、『延喜式』には名神大社として竈門神社がみえる。大山寺や有智山寺等の名称も使われ、円仁は承和十四年帰朝し、大山寺において竈門大神のために読経を行っている(『入唐求法巡礼行記』)。八幡信仰と融合し、宮寺として社寺一体となり、後延暦寺の末寺となっている。中世には宝満山とも呼ばれ、宝満大菩薩という仏神となり、英彦山修験道と結合して英彦山の胎蔵界に対し、金剛界の行場として、修験の山となった。また、筑前の守護武藤少弼氏が山中に城を構築し、南北朝の争乱の舞台ともなった。大友義鎮が弘治三年(一五五七)検地を実施し、堂舎の破壊に及んだことから、翌永禄元年(一五五八)以降、残った坊中(二十五坊)は西院谷地区や東院谷地区の山中に坊宅を移すこととなった。近世に入り戦国時代の荒廃からの復興がなされ、文禄三年(一五九四)に峰入行も復活する。寛文五年(一六六五)、弘有の時代に英彦山を離れて聖護院末となった。近世における山内の土地区分と管理の在り方は井本坊に残された「竈門山水帳写」に示されている。廃仏毀釈により山中の諸堂が破却され、明治四年(一八七一)には全ての坊が神職に転じ、坊中は離山していった。竈門神社は村社に位置づけられ、後に官幣小社に列せられる。現在は一年を通じて登山者が絶えない山となっている。

宝満山については、これまでに太宰府顕彰会によって地形測量やトレンチ調査、分布調査等が行われ、その重要性が指摘されていた。その後、山麓部において民間開発に伴う発掘調査も進め

られた。そうした中、太宰府市教育委員会は平成十七年度より五か年の計画で山中の悉皆的な遺構の調査を実施し、地形測量等を実施した。また、筑紫野市教育委員会も近年豪雨による崩落が進行する中で、遺構の保全措置に努めている。

花崗岩の巨岩で構成される上宮地区においては多量の祭祀遺物が出土している。祭祀は八世紀以降に展開し、その遺物には奈良三彩や古代の銭貨も含まれ、九世紀の前半に最も盛んとなり、東崖への土器の投棄は十一世紀まで行われている。沖ノ島(福岡県宗像市)における祭祀との共通性が指摘されている。下宮地区の参道南側には、平安時代末から鎌倉時代に五間四面の本体の正面に孫廂の付いた平面を有する礎石建物が造営されるが、出土遺物や柱座のある礎石の存在から八世紀に遡る堂舎が存在し、文献にみえる竈門山寺の堂塔の一つと推定される。大門地区においても平安時代後期の礎石建物が検出されている。また、沙弥しょうがく 證じょうへい 覚じょうへいが承平三年(九三三)に造立した宝塔にゅうぶと考えられる遺構が、本谷地区もとだにで検出され、中宮跡おたけの巨岩には文保二年(一三一八)の入峰にゅうぶの記録が刻されている。また、愛嶽山頂おたけ(標高四四二メートル)には近世の地誌に山頂の「大岳」おおたけに対して「小岳」おたけと呼ばれた社有地がある。

このように、大宰府との位置関係や年代、祭祀の国家的な性格等から、宝満山は大宰府との密接な関係をもって成立した信仰の山で、最澄らが入唐する際や帰朝後の参拝の対象ともなった。中世には修験の山として発展し、戦国時代に坊中が山中に移動し、近世を通じて信仰の山として発展した。祭祀跡や堂舎跡、窟くつ、西院谷と東院谷の坊跡などの遺構は保存状態がよく、古代から近世に至る遺跡の変遷を具体的にたどることができる。わが国の山岳信仰の在り方を考える上で重要であることから、史跡に指定し、保護の万全を図るものである。

引用)『月刊文化財 平成25年9月号600号』

(2) 指定地の範囲

指定地の範囲、指定地内の地番とその位置は図1-2、表1-3のとおりである。

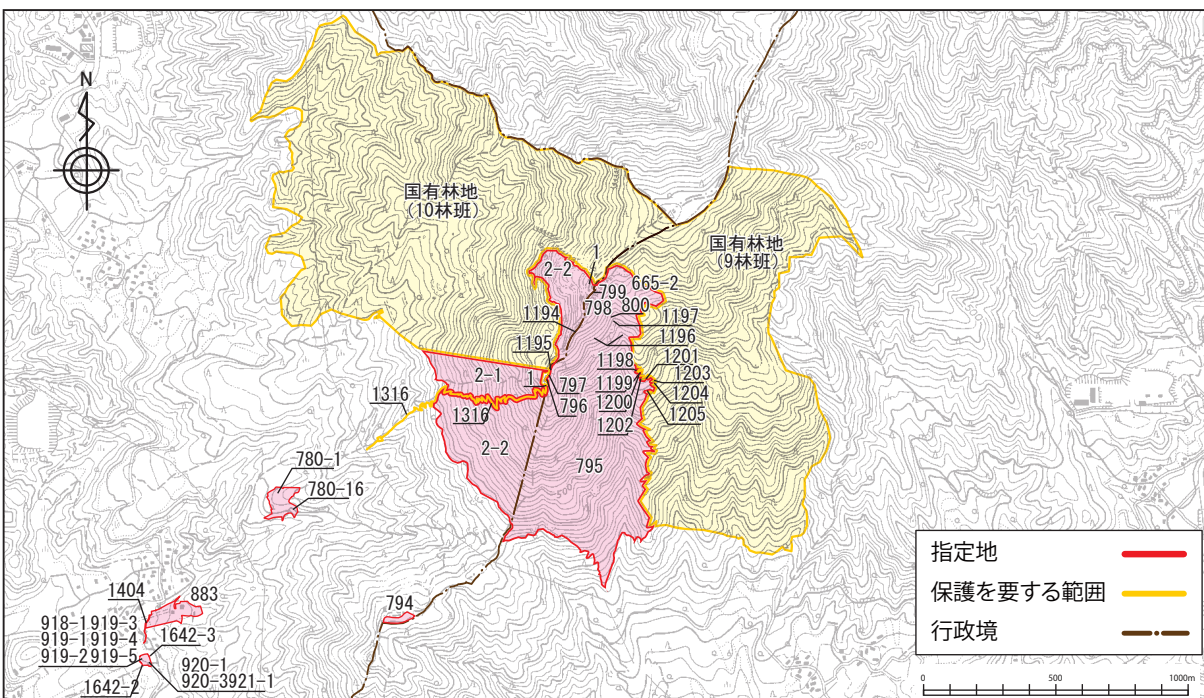


図1-2 指定にかかわる地番位置図

表 1-3 史跡指定にかかわる地番 (官報告示文)

福岡県太宰府市	大字北谷字宝満	一番、二番二
同	大字内山字竈門山	一番、二番一、二番二
同	大字内山字本谷	七八〇番一、七八〇番一六、七九四番
同	大字内山字御供ヤ谷	八八三番
同	大字内山字大門	九一八番一、九一九番一、九一九番二、九一九番三、九一九番四、九一九番五、九二〇番一、九二〇番三、九二一番一
同	大字内山	一四〇四番、一六四二番二、一六四二番三
福岡県筑紫野市	大字大石	七九五番、七九六番、七九七番、七九八番、七九九番、八〇〇番
同	大字本道寺	六六五番二

右の地域に介在する道路敷、筑紫野市大字大石七九七番と福岡森林計画区宝満山国有林十〇林班に挟まれる道路敷のうち実測一・一〇平方メートル、筑紫野市大字大石七九五番と福岡森林計画区宝満山国有林十〇林班に挟まれ筑紫野市大字大石七九五番と福岡森林計画区後田国有林九林班に挟まれるまでの道路敷のうち実測一二九三・〇〇平方メートル、筑紫野市大字大石七九五番と福岡森林計画区後田国有林九林班に挟まれる道路敷のうち実測三六・〇〇平方メートル、筑紫野市大字大石七九五番と福岡森林計画区後田国有林九林班に挟まれる道路敷のうち実測六・二六平方メートル、筑紫野市大字大石七九五番と福岡森林計画区後田国有林九林班に挟まれる道路敷のうち実測三三・〇〇平方メートル、筑紫野市大字大石七九五番と福岡森林計画区後田国有林九林班に挟まれる道路敷のうち実測一一・〇〇平方メートル、筑紫野市大字大石七九五番と福岡森林計画区後田国有林九林班に挟まれる道路敷のうち実測一一・〇〇平方メートル、筑紫野市大字大石七九五番と福岡森林計画区後田国有林九林班に挟まれる道路敷のうち実測一・七六平方メートル、筑紫野市大字大石七九五番と福岡森林計画区後田国有林九林班に挟まれる道路敷のうち実測二・一八平方メートルを含む。

備考 道路時期のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福岡県教育委員会、筑紫野市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

3. 指定地の土地所有状況

現在の史跡宝満山の地番一覧と地籍・地目・所有者を表 1-4 に示す。所有者は宗教法人竈門神社、宗教法人天台宗、個人、筑紫野市、太宰府市である。

宗教法人竈門神社の所有は指定地内の筆数 14、面積 628,861.00㎡で、史跡宝満山の指定地の約 97.6%を占める。

表 1-4 地番一覧と地籍・地目・所有者

	地番	面積 (㎡)	地目	所有者
1	太宰府市大字北谷字宝満山 1	1,075.00	境内地	宗教法人 竈門神社
2	太宰府市大字北谷字宝満山 2 番 2	46,110.00	保安林	宗教法人 竈門神社
3	太宰府市大字内山字竈門山 1 番	84.00	保安林	宗教法人 竈門神社
4	太宰府市大字内山字竈門山 2 番 1	57,127.00	保安林	宗教法人 竈門神社
5	太宰府市大字内山字竈門山 2 番 2	120,145.00	保安林	宗教法人 竈門神社
6	太宰府市大字内山字本谷 780 番 1	6,472.00	保安林	宗教法人 天台宗
7	太宰府市大字内山字本谷 780 番 16	4,563.00	保安林	宗教法人 天台宗
8	太宰府市大字内山字本谷 794 番	3,225.00	山林	宗教法人 竈門神社
9	太宰府市大字内山字御供ヤ谷 883 番	12,401.00	境内地	宗教法人 竈門神社
10	太宰府市大字内山字大門 918 番 1	309.00	畑	個人
11	太宰府市大字内山字大門 919 番 1	804.00	田	個人
12	太宰府市大字内山字大門 919 番 2	2.76	用悪水路	太宰府市長楠田大蔵
13	太宰府市大字内山字大門 919 番 3	0.60	田	個人
14	太宰府市大字内山字大門 919 番 4	2.71	田	個人
15	太宰府市大字内山字大門 919 番 5	1.19	田	個人
16	太宰府市大字内山字大門 920 番 1	200.00	田	個人
17	太宰府市大字内山字大門 920 番 3	35.00	用悪水路	太宰府市長楠田大蔵
18	太宰府市大字内山字大門 921 番 1	424.00	田	個人
19	太宰府市大字内山 1404 番	232.00	公衆用道路	太宰府市長楠田大蔵
20	太宰府市大字内山 1642 番 2	30.00	用悪水路	個人
21	太宰府市大字内山 1642 番 3	57.00	用悪水路	太宰府市長楠田大蔵
22	筑紫野市大字大石 795 番	332,248.00	保安林	宗教法人 竈門神社
23	筑紫野市大字大石 796 番	101.00	境内地	宗教法人 竈門神社
24	筑紫野市大字大石 797 番	114.00	境内地	宗教法人 竈門神社
25	筑紫野市大字大石 798 番	25,914.00	保安林	宗教法人 竈門神社
26	筑紫野市大字大石 799 番	48.00	境内地	宗教法人 竈門神社
27	筑紫野市大字大石 800 番	1,504.00	保安林	宗教法人 竈門神社
28	筑紫野市大字本道寺 665 番 2	28,765.00	山林	宗教法人 竈門神社
29	太宰府市大字北谷字宝満山 2 番 2 と筑紫野市大字大石 798 番に挟まれる道路敷き	775.00		筑紫野市長藤田陽三
30	筑紫野市大字大石 797 番と国有林に挟まれる道路敷き	1.10		筑紫野市長藤田陽三
31	筑紫野市大字大石 795 番と国有林 (10 林班) に挟まれ、筑紫野市大字大石 795 番と国有林 (9 林班) に挟まれるまでの道路敷き	1,293.00		筑紫野市長藤田陽三
32	筑紫野市大字大石 795 番と筑紫野市大字大石 800 番に挟まれる道路敷き	129.00		筑紫野市長藤田陽三
33	筑紫野市大字大石 795 番に西接する道路敷き	36.00		筑紫野市長藤田陽三
34	筑紫野市大字大石 795 番に西接する道路敷き	6.26		筑紫野市長藤田陽三
35	筑紫野市大字大石 795 番に西接する道路敷き	33.00		筑紫野市長藤田陽三
36	筑紫野市大字大石 795 番に西接する道路敷き	11.00		筑紫野市長藤田陽三
37	筑紫野市大字大石 795 番に西接する道路敷き	11.00		筑紫野市長藤田陽三
38	筑紫野市大字大石 795 番に西接する道路敷き	1.76		筑紫野市長藤田陽三
39	筑紫野市大字大石 795 番に西接する道路敷き	2.18		筑紫野市長藤田陽三
40	筑紫野市大字大石 795 番に西接する道路敷き	48.00		筑紫野市長藤田陽三
太宰府市計		253,300.26		
筑紫野市計		391,041.30		
合 計		644,341.56		

第6節 宝満山保存活用計画策定委員会の設置と関連会議

1. 宝満山保存活用計画策定委員会の設置

本委員会は、保存管理・活用・整備に係る基本方針を定めるため、考古学や歴史・民俗学等の各分野の専門家からなる「宝満山保存活用計画策定委員会」を設置した。

なお、事務局は、筑紫野市ならびに太宰府市が共同で担い、平成30年(2018)4月26日締結の「宝満山保存活用計画策定に関する協定書」においてその業務の分担を定めた。

委員(会長)	小田 富士雄	福岡大学名誉教授(考古学)
委員(副会長)	森 弘子	福岡県文化財保護審議会専門委員(歴史・民俗学)
委員	猪上 信義	元福岡県森林林業技術センター研究員(樹木・植物)
委員	重藤 輝行	佐賀大学芸術地域デザイン学部教授(考古学)
委員	末次 大輔	宮崎大学工学部社会環境システム工学科教授(土木工学)
委員	藤田 直子	筑波大学人間総合科学研究科芸術専攻環境デザイン領域教授(環境デザイン)

指導助言	山下 信一郎	文化庁文化財第二課史跡部門主任文化財調査官
	入佐 友一郎	福岡県教育庁教育総務部文化財保護課文化財保護係長
	下原 幸裕	福岡県教育庁教育総務部文化財保護課文化財保護係技術主査

事務局

平成30年度

(筑紫野市)	上野 二三夫	筑紫野市教育委員会教育長
	八尋 清和	筑紫野市教育委員会教育部長
	宮原 博揮	筑紫野市教育委員会教育部文化財課長
	福田 博文	筑紫野市教育委員会教育部文化財課博物館・史跡整備担当係長
	木下 彰悟	筑紫野市教育委員会教育部文化財課博物館・史跡整備担当技師(担当)
	草場 啓一	筑紫野市教育委員会教育部文化財課博物館・史跡整備担当技師(担当)
(太宰府市)	樋田 京子	太宰府市教育委員会教育長
	緒方 扶美	太宰府市教育委員会教育部長
	城戸 康利	太宰府市教育委員会教育部文化財課長
	江坂 研治	太宰府市教育委員会教育部文化財課保護活用係長
	山村 信榮	太宰府市教育委員会教育部文化財課調査係長(担当)
	高橋 学	太宰府市教育委員会教育部文化財課保護活用係主任主査(担当)

令和元(平成31)年度

(筑紫野市)	上野 二三夫	筑紫野市教育委員会教育長
	長澤 龍彦	筑紫野市教育委員会教育部長
	宮原 博揮	筑紫野市教育委員会教育部文化財課長

	小鹿野	亮	筑紫野市教育委員会教育部文化財課博物館・史跡整備担当係長
	佐藤	智輝	筑紫野市教育委員会教育部文化財課博物館・史跡整備担当主査（担当）
	川口	陽子	筑紫野市教育委員会教育部文化財課博物館・史跡整備担当主任（担当）
	海出	淳平	筑紫野市教育委員会教育部文化財課博物館・史跡整備担当主任（担当）
	草場	啓一	筑紫野市教育委員会教育部文化財課博物館・史跡整備担当技師（担当）
（太宰府市）	樋田	京子	太宰府市教育委員会教育長
	江口	尋信	太宰府市教育委員会教育部長
	城戸	康利	太宰府市教育委員会教育部文化財課長
	江坂	研治	太宰府市教育委員会教育部文化財課保護活用係長
	山村	信榮	太宰府市教育委員会教育部文化財課調査係長（担当）
	高橋	学	太宰府市教育委員会教育部文化財課保護活用係主任主査（担当）

2. 審議経過

第1回宝満山保存活用計画策定委員会

日時：平成30年6月15日

場所：筑紫野市生涯学習センター 第6学習室

内容：委員委嘱状交付

保存活用計画策定の趣旨と今後の進め方、史跡指定の経緯と宝満山の価値、保存活用計画書の概要案

宝満山保存活用計画策定委員会 現地視察

日時：平成30年9月22日

場所：宝満山

内容：一の鳥居～西院谷・中宮跡～男道～山頂～東院谷～女道

第2回宝満山保存活用計画策定委員会

日時：平成30年10月5日

場所：太宰府市役所 4階 403号室

内容：第1回関係者会議報告

文化庁調査官現地指導内容報告

宝満山保存活用計画について（第1章～第4章）

第3回宝満山保存活用計画策定委員会

日時：平成30年12月7日

場所：筑紫野市歴史博物館（ふるさと館ちくしの）2階 研修室

内容：1章から3章の修正内容確認について

4章及び5章の内容の協議

第4回宝満山保存活用計画策定委員会

日時：令和元年5月23日

場所：筑紫野市歴史博物館(ふるさと館ちくしの) 2階 研修室

内容：4章の一部修正内容確認、5章の修正案の協議

6章～8章の内容の協議

第5回宝満山保存活用計画策定委員会

日時：令和元年8月19日

場所：筑紫野市歴史博物館(ふるさと館ちくしの) 2階 研修室

内容：5章～8章の修正案の協議

9章～12章の内容の協議

第6回宝満山保存活用計画策定委員会

日時：令和元年10月29日

場所：筑紫野市歴史博物館(ふるさと館ちくしの) 2階 研修室

内容：8章～12章の修正案の協議

計画全体の確認

3. 関係者会議

本史跡は、公有地化されていない範囲を含むため、保存管理や活用については、地権者、地域代表者による関係者会議を組織し、保存活用計画の策定を進めることとした。

関係者会議参加者：土地所有者、地域代表者

第1回宝満山保存活用計画関係者会議

日時：平成30年8月24日

場所：太宰府市いきいき情報センター

内容：史跡宝満山保存活用計画策定についての説明

保存活用計画策定の趣旨と今後の進め方、史跡指定の経緯と宝満山の価値、

保存活用計画書の概要案

第2回宝満山保存活用計画関係者会議

日時：令和元年7月19日

場所：太宰府市いきいき情報センター

内容：保存活用計画策定の進捗状況についての説明

史跡宝満山の保存管理について、今後のスケジュール

第3回宝満山保存活用計画関係者会議

日時:令和元年11月8日

内容:保存活用計画素案の完成についての説明、今後のスケジュール

4. 関係者協議

本史跡は複数行政にまたがるため、情報の集約や共有のため関係者会議のほかに各行政が単独で地権者、地域代表者と協議をおこなう場を設けた。

<筑紫野市>

平成30年10月6日(土)	御笠まちづくり協議会	文化遺産部
平成30年12月26日(水)	御笠まちづくり協議会	文化遺産部
令和元年6月8日(土)	御笠まちづくり協議会	文化遺産部
令和元年9月27日(金)	御笠まちづくり協議会	文化遺産部
令和元年12月23日(月)	関係者会議	

<太宰府市>

平成30年7月～10月 地権者
令和元年7月～12月 地権者・関係者

5. パブリックコメント

本史跡の保存活用計画について市民に幅広い意見を聴取し、より良い計画策定の参考とするため、両市でパブリックコメントの募集を行う。

閲覧・意見提出期間:令和元年12月16日～令和2年1月24日



宝満山遠景（筑紫野市より）

第2章 位置と環境

第1節 位置	14
第2節 環境	20

第2章 位置と環境

第1節 位置

1. 筑紫野市の概要

筑紫野市は北部九州の内陸、福岡県の中央部西寄りに位置し、市域は総面積 87.73km²、東西 15.9km、南北 14.1km である。西は脊振山系、東は三郡山系の一部をそれぞれ形成しており、平地は市域中央部に広がっている。平地の中心に分水嶺を抱え、御笠川・那珂川水系は北流し博多湾へ、宝満川水系は南流し、有明海へそれぞれ注いでいる。市の周囲は北は飯塚市、糟屋郡宇美町、太宰府市、南は小郡市、佐賀県鳥栖市、佐賀県三養基郡基山町、東は朝倉郡筑前町、西は大野城市と那珂川市に接する。

2. 太宰府市の概要

太宰府市は筑紫野市の北部にあり、福岡市の南東約 16km に位置し、市域は総面積 29.60km² で、東西 6.4km、南北 10.9km である。筑後平野と福岡平野とを繋ぐ溝状の地狭帯に位置し、西に脊振山塊より派生した丘陵、東に三郡山系から連なる山に囲まれている。市を横断する御笠川は宝満山に源を発して南流し、市街地では西流しながら、途中、鷺田川、大佐野川と合流し、博多湾に注ぐ。北東部は糟屋郡宇美町、南東部は筑紫野市、北西部は大野城市に接している。

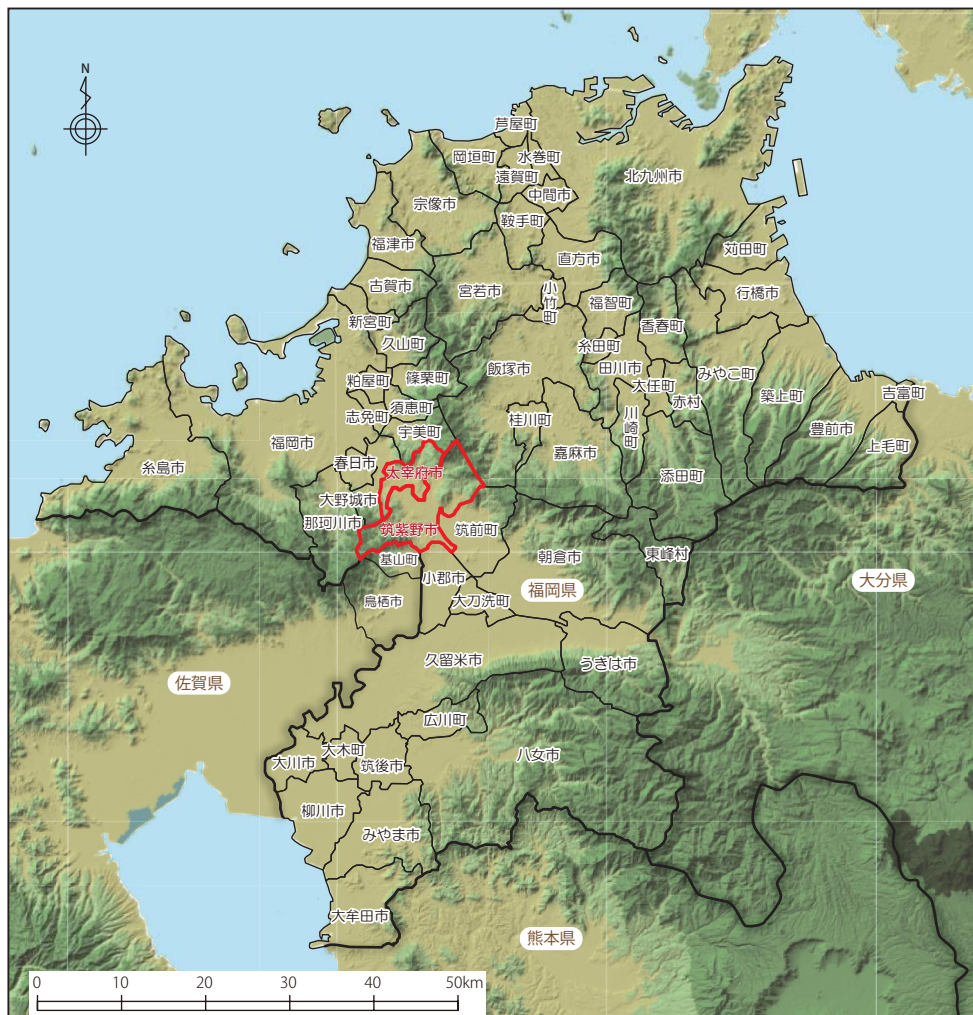


図 2-1 筑紫野市、太宰府市 位置図 地理院地図（電子国土 Web）より

3. 遺跡の位置

史跡宝満山は、九州北部福岡県の玄界灘に接する博多湾から南東に約18km、九州を統べた古代官衙である大宰府の北東に位置する。宝満山(標高829m)を主峰とし、北は仏頂山頂(868m)より南は愛嶽山(443m)裾までを含む太宰府市から筑紫野市域の山中に展開する。

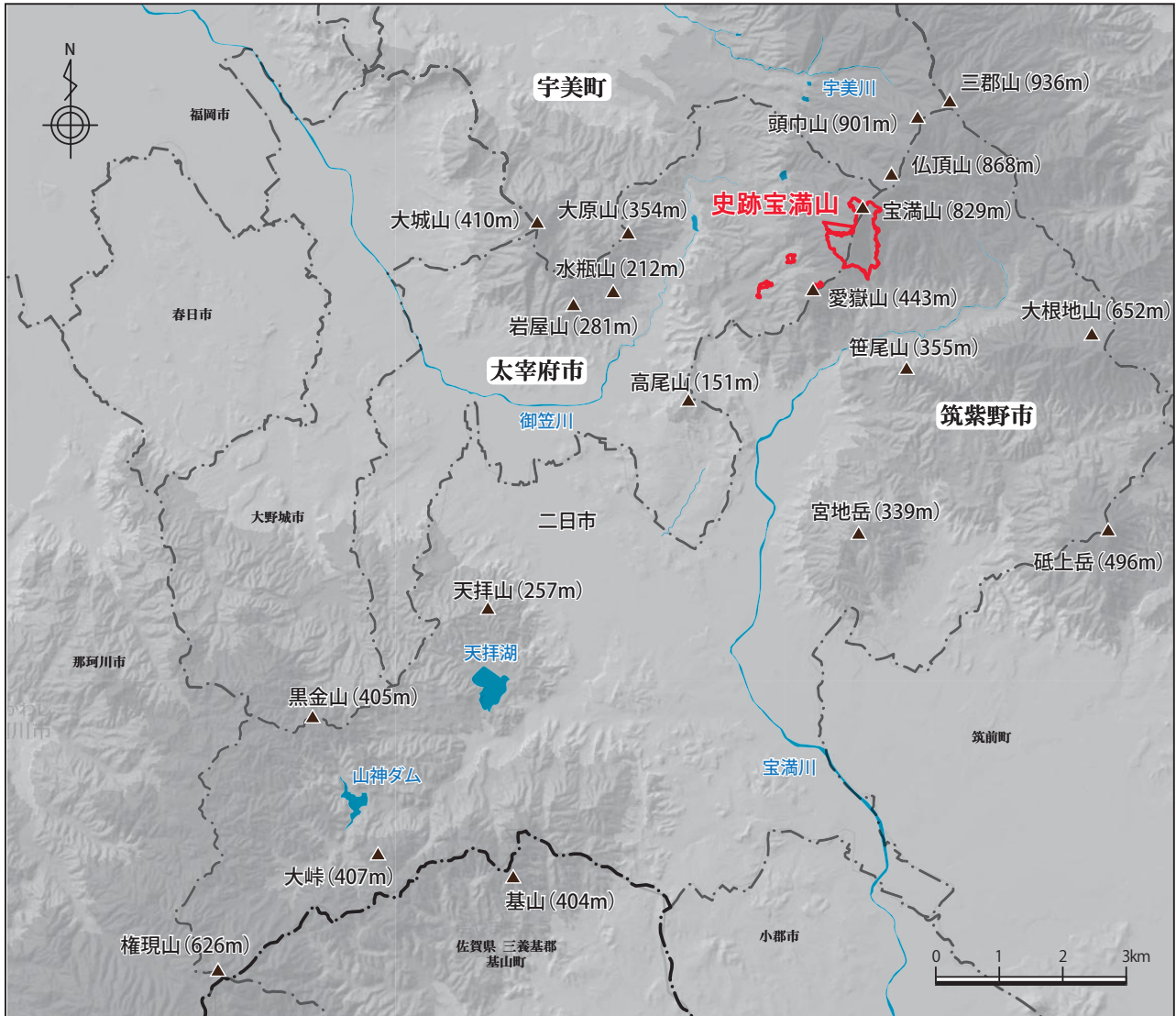


図 2-2 宝満山位置図 地理院地図(電子国土Web)より

4. 関連史跡

史跡宝満山が所在する筑紫野市及び太宰府市は、歴史性も古く国指定を受けた文化財も多い。史跡に関しては筑紫野市が史跡宝満山を含め5件、太宰府市は特別史跡3件及び史跡宝満山を含め8件が指定されている。

特に大宰府関連史跡として、大宰府に関係する遺跡は、大宰府跡、大野城跡、基肄城跡、水城跡、観世音寺、大宰府条坊跡、宝満山の他、阿志岐山城跡、鴻臚館跡(福岡市)をはじめ数多く存在する。

これらの史跡は、大宰府関連2県(福岡県、佐賀県)6市町(福岡県筑紫野市、太宰府市、大野城市、春日市、宇美町、佐賀県基山町)に跨る広大なものである。

以下は両市に所在する国指定の史跡である。

基肄(椽)城跡(特別史跡)

『日本書紀』によれば白村江の戦いによる敗戦後に、唐・新羅の信仰に備えて天智天皇4年(665)に大野城と合わせて大宰府防衛のために築造された古代の朝鮮式山城である。筑紫野市と佐賀県三養基郡基山町にまたがって所在し、基山(標高404.5m)の南に向かって開く谷を取り囲むように尾根伝いに総延長約4kmに及ぶ土塁や石塁が築かれている。合計4ヶ所の城門が確認されており、そのうち東北門と北帝門が筑紫野市に所在する。城内には40棟余りの倉庫と考えられる建物跡の礎石が確認されている。



写真 2-1 基肄城跡(筑紫野市・基山町)



写真 2-2 基肄城東北門跡(筑紫野市)

塔原塔跡(国指定史跡)

塔の心礎(塔の中心に立つ柱がのる礎石)のみが所在し、その中心には2段の方形の舍利孔があるのが特徴で、このような形式は九州では本史跡と上坂廃寺(福岡県京都郡みやこ町)の2例だけと極めて珍しい。『上宮聖徳法王帝説』の「般若寺」の創建に関連するという考え方もあり、貝原益軒の『筑前国続風土記』にはこの石が塔原の地名の由来となっていると記されている。



写真 2-3 塔原塔跡(筑紫野市)

五郎山古墳(国指定史跡)

6世紀後半の2段築成の円墳(直径約32m)で、1条の周溝を伴う。内部は複室両袖式の横穴式石室で羨道が約11mあり、玄室や前室に赤・黒・緑の3色を用いて装飾を施している。装飾の文様は人物や動物、建物や靱、弓などの器物などの具象画で構成され、内陸部であるが船が複数描かれており、葬送儀礼や権力継承等の場面を描いていると考えられる。

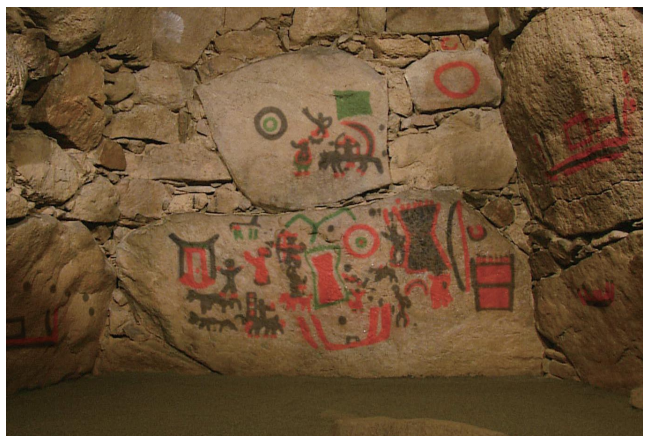


写真 2-4 五郎山古墳石室壁画(筑紫野市)

阿志岐山城跡（国指定史跡）

宮地岳（標高 338 m）の西北山腹に所在する神籠石系古代山城で、平成 11 年に発見され、平成 18 年まで城域の確認調査が実施された。その結果、約 1.4 km に渡って土塁や石塁が確認され、土塁は基底石とよぶ基礎石の上に直方体の切石を据えて版築工法で築かれていることが判明した。包谷式で自然の尾根筋も利用して城域を形成していると考えられ、総面積は約 16ha と推定される。城内の最大の構造物である第 3 水門は、谷を塞ぐように築造された石塁で幅約 23m、高さが中央部付近で約 3.8 m 残っている。



写真 2-5 阿志岐山城跡 第 3 水門（筑紫野市）

大宰府跡（特別史跡）

古代律令制下において対外的機能の窓口であり、西海道(九州)諸国(九国三島)を管轄した大宰府の中核である。東西 119.20 m、南北 215.15 m の広大な政庁では重要な政務や儀式が執り行われていた。建物は大きく三期に分かれ、7 世紀後半の掘立柱建物群に始まり(I 期)、8 世紀初頭には、礎石建物に建て替えられた(II 期)。その後、天慶 4 年(941)の藤原純友の乱によって焼失するが、すぐに II 期とほぼ同規模の建物が再建されている(III 期)。しかし、11 世紀後半代には政庁はその機能を失い、現在見るような礎石のみの姿になったと考えられている。



写真 2-6 大宰府跡（太宰府市）

大野城跡（特別史跡）

『日本書紀』には、白村江の戦い敗戦後の天智天皇 4 年(665)に百済の亡命者である憶礼福留、四比福夫の指揮のもと築造された山城と記されている。平安時代初めまで使われていた。四王寺山の尾根に沿って土塁を巡らし、谷部には石垣が築かれており、現在確認されている城門は 9 ヶ所で、城内各所には礎石を伴った建物群が点在し 8 ヶ所、計約 70 棟に及んでいる。



写真 2-7 大野城跡
(太宰府市・大野城市・宇美町)

水城跡（特別史跡）

天智天皇2年(663)の白村江の戦いで唐・新羅の連合軍に敗れた日本が国土防衛のため築造した土塁である。『日本書紀』天智天皇3年(664)の条に「於筑紫、築大堤貯水、名曰水城」と記されている。土塁の規模は全長1.2km、基底部幅80m、高さ9mで、土塁の内外には濠が設けられ、それらを繋ぐ木樋も確認されている。また、土塁の東西にはそれぞれ門が設けられ、官道が通り抜けていた。水城跡の西側には、大野城市、春日市に同じ水城跡として小水城が点在している。



写真 2-8 水城跡
(太宰府市・大野城市・春日市)

観世音寺境内及び子院跡附老司瓦窯跡 (国指定史跡)

観世音寺は、『続日本紀』によると、筑紫で亡くなった母斉明天皇の供養のために天智天皇が建立を発願したもので、伽藍は天平18年(746)に完成したと考えられている。最盛時には49の子院を擁したと伝わり、西日本屈指の大伽藍を誇っていたが、度重なる大火等によって多くの伽藍を失った。しかし、現在でも国宝の梵鐘をはじめ多くの古仏像が残り、境内に残る伽藍の礎石と共に往時を偲ぶことができる。



写真 2-9 観世音寺境内 (太宰府市)

筑前国分寺跡(国指定史跡)

天平13年(741)に聖武天皇の勅願により全国に造られた国分寺のひとつ。その伽藍配置は中央に金堂、南側に中門があり、それらを回廊で結んだ内側の南東の一角に七重塔を配置している。また金堂の北側には講堂を配置した。その後、平安時代末期には廃絶し、江戸時代に再興されている。現在も一辺約17.4mの塔跡には巨大な塔心礎が残っている。



写真 2-10 筑前国分寺跡 (太宰府市)

国分瓦窯跡(国指定史跡)

大宰府政庁・国分寺・観世音寺等の瓦を焼いた窯。窯はスサ入り煉瓦状粘土で造られた地下式有階無段登窯で、高さ1.5 m、間口1.5 m、奥行5.5 mを測る。現在地下に保存されている。



写真 2-11 国分瓦窯跡 (太宰府市)

大宰府学校院跡(国指定史跡)

学校院(府学)は古代律令官制機構を支える大宰府の官吏の養成機関である。対象は西海道(九州)諸国(九国三島)の郡司層子弟だった。「職員令」によると府学には博士1人を置き、のちには音博士・明法博士が増員された。天応元年(781)の太政官符には医生・算生200余人とある。調査では蓮華文様塼が出土しているが、その遺構は未解明な部分が多く残されている。



写真 2-12 大宰府学校院跡 (太宰府市)

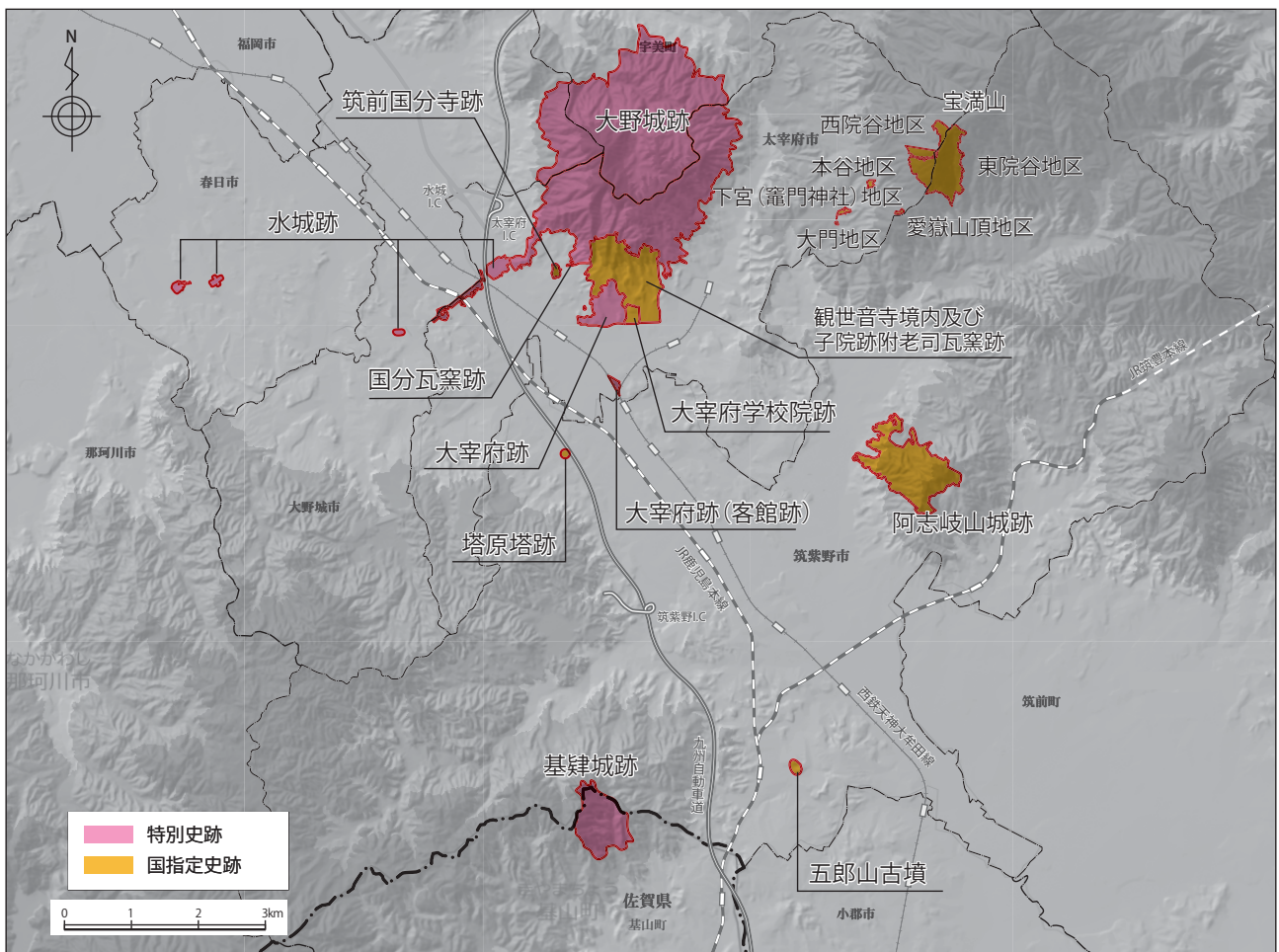


図 2-3 関連史跡位置図